3　ファントム液剤の電気的特性測定操作手順

⑴　ファントム外殻にＲＥ及びＬＥ付近での深さが15㎝以上となるようにファントム液剤（試験機器の送信周波数帯域に対応するもの）を充塡する。ただし、比吸収率の変動が１％未満である場合又は比吸収率の変動が１％を超え３％未満、かつ、拡張不確かさが30％を超えたときであって、当該超えた不確かさを考慮した値を得られた比吸収率の値に上乗せした場合は、この限りでない。なお、ファントム液剤を充塡するときは、気泡が生じないようにすること。

⑵　ファントム外殻に充塡されたファントム液剤を、気泡が生じないように静かにかくはんする。

⑶　⑵の後、ファントム液剤から完全に気泡が消えてから、ファントム外殻に充塡されたファントム液剤を測定用容器に取り出す。

⑷　誘電体プローブを静かにファントム液剤に挿入する。

⑸　ファントム液剤及び誘電体プローブ表面に気泡が生じていないことを確認した後、ネットワークアナライザ及びコンピュータを用いて、ファントム液剤の比誘電率の実部の値（ε_r）及び導電率（σ［Ｓ／ｍ］）を測定する。

4　試験結果の記載方法

⑴　ファントム液剤の比誘電率の実部の値（ε_r）及び導電率（σ）を記載する。

⑵　⑴の値と平成25年総務省告示第324号別表⑵に規定するファントム液剤の電気的特性に対する偏差を％単位で記載する。

5　ファントム液剤の調整又は交換

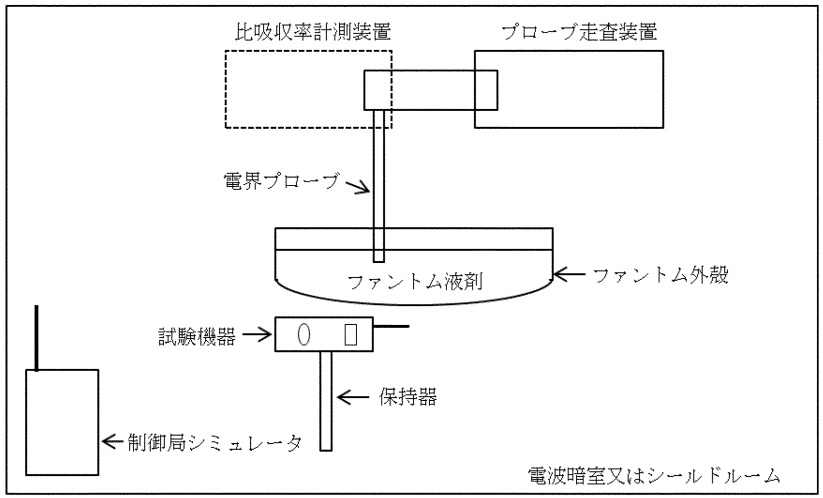
ファントム液剤の電気的特性の測定値が平成25年総務省告示第324号別表⑵に規定する値に対して±10％を超える場合は、ファントム液剤の電気的特性の調整又は液剤の交換を行うこと。

6　その他の条件

第一の二の６に準ずる。ただし、比吸収率の算出において、ファントム液剤の電気的特性の値が平成25年総務省告示第324号別表⑵に規定する値の±５％の範囲内の場合は、補正を行わないことができる。

三　比吸収率の測定⑴　頬に接する位置での測定

1　測定系統図



2　測定操作手順

⑴　試験機器の保持台への取付け

ア　図３に示すように、試験機器をファントム外殻表面に近づけ、ＲＥとＬＥを結ぶ直線上に試験機器のＡを乗せ、試験機器の垂直中央線と水平線で形成する面をファントム外殻の正中面と平行にする。

イ　試験機器をファントム外殻のＲＥとＬＥを結ぶ直線に沿って耳に接触するまでファントム外殻に近づける。

ウ　試験機器をファントム外殻のＲＥとＬＥを結ぶ直線を軸として垂直中央線が基準面（ＲＥ、ＬＥ及びＭを含む平面）に平行になるまで回転させる。

エ　試験機器の垂直中央線と水平線で形成する面がファントム外殻の正中面に平行になっていることを確認する。

オ　エの状態で、試験機器のＡをファントム外殻のＲＥとＬＥを結ぶ直線上に置き、耳に接触した状態を維持したまま、試験機器を直線ＮＦ（ＲＥ又はＬＥを通り基準面に垂直な直線）を軸として受話部の下の任意の一点がファントム外殻に接触するまで回転し、試験機器のＡが可能な限りファントム外殻の耳に近づく位置とする。ただし、試験機器がファントム外殻の耳及び頬に接しない場合は、試験機器のＡ付近がファントム外殻の耳に接した状態で、試験機器前面の任意の一点がファントム外殻の頬に最も近づく位置とする。

⑵　比吸収率の測定

ア　ファントム液剤を気泡が生じないように静かにかくはんする。

イ　プローブ走査装置を操作し、ファントム外殻内の基準点とプローブ走査装置の基準点を合わせる。

ウ　⑴の手順に従い、試験機器をファントム外殻のＲＥ側に取り付ける。

エ　試験機器の送信周波数を送信周波数帯域の中央付近に設定し、連続送信状態で送信する。

オ　試験機器のアンテナを収納した状態及び伸ばした状態で比吸収率を測定する。この場合において、試験機器の送話部にカバーがあり、かつ、開閉して通話できる場合は、両方の状態について測定する。

カ　オの各状態における比吸収率の最大の測定値及びその座標位置を記録する。

キ　⑴の手順に従い、試験機器をファントム外殻のＬＥ側に取り付ける。

ク　試験機器の送信周波数を送信周波数帯域の中央付近に設定し、再び連続送信状態で送信する。

ケ　試験機器のアンテナを収納した状態及び伸ばした状態で比吸収率を測定する。この場合において、試験機器の送話部にカバーがあり、かつ、開閉して通話できる場合は、両方の状態について測定する。

コ　ケの各状態における比吸収率の最大の測定値及びその座標位置を記録する。

3　試験結果の記載方法

頬の接する位置での各状態における比吸収率の最大値をＷ／kg単位で記載し、ファントム外殻の座標位置に対する比吸収率（測定値）の分布をグラフ等で記載すること。

4　その他の条件

⑴　各状態での比吸収率の測定（頬に接する位置での測定、傾斜させた位置での測定及び比吸収率最大位置での測定を含む。）は２の順序によらず、任意の順序で行うことができる。

⑵　各測定の開始直後及び測定終了直前に電界プローブの誘起電圧等を測定し、試験機器の空中線電力の時間変動に対する比吸収率の測定値の変化が５％以内であることを確認すること。なお、測定値の変化が５％を超える場合は、ＩＥＣ62209―１に基づき比吸収率の補正を行うこと。